

埼玉県産後うつケア推進事業実施要綱

1 趣旨

少子高齢化が急速に進み核家族世帯の割合が高い本県において、子育て世代が安心して産み育てられる環境づくりは重要な課題であり、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない子育て支援の体制が求められている。

埼玉県産後うつケア推進事業実施要綱（以下「要綱」という。）は、産後うつ病の予防や早期発見等の事業を実施し、切れ目ない子育て支援体制の構築に資するものである。

2 事業内容

(1) 実施主体

本要綱の事業の実施主体は市町村とする。

なお、市町村が適切に実施できると認めた者に事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 事業内容及び実施方法等

次のアの基本事業を実施し、併せてイの任意事業（ア）①から③のいずれかの事業を実施するものとする。

ア 基本事業

(ア) 対象者

原則として事業を実施する市町村に住所を有する全ての産婦

(イ) 実施担当者

助産師、保健師又は看護師

(ウ) 内容及び実施方法

産婦への訪問等により、実施担当者が面接してエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）等によるスクリーニングを行う。

イ 任意事業

(ア) 内容

①育児不安の強い母親を対象としたグループミーティング

②EPDS が9点以上のケース等に係る事例検討会

③産後うつ病に係る関係者研修会

(イ) 実施方法等

①上記（ア）①及び②の事業実施に当たっては、助産師、保健師又は看護師等を配置すること。

②上記（ア）③の事業については当該市町村以外の団体等が主催する研修会への参加を含むものとする。

(3) 留意事項

ア 本要綱の事業の実施に当たっては、個人情報 の適正な管理に十分配慮した上で関係者間での情報共有に努めるとともに、事業の実施に関わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすこ

とのないよう個人情報の厳格な取扱いについて対策を講じること。

イ 子育て世代包括支援センターの整備等により、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない子育て支援の提供が行われるよう努めること。

3 県の補助

本要綱の事業の実施に要する経費については、県は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。

ただし、当該経費について他の交付金又は補助金等から交付されるものは対象外とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。